

伊勢原市地震災害警戒本部要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊勢原市地震災害警戒本部条例(昭和54年伊勢原市条例第30号。以下「条例」という。)第4条の規定に基づき、伊勢原市地震災害警戒本部(以下「地震警戒本部」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(設置及び廃止)

第2条 市長は、大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号。以下「法」という。)第9条の規定による警戒宣言が発令されたときは、地震警戒本部を設置し、警戒解除宣言が発令され警戒解除宣言発令に伴う措置がおおむね完了したと認めるときは、地震警戒本部を廃止する。

2 地震警戒本部は、警戒宣言に係る大規模地震が発生し、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。)第23条の規定に基づき、伊勢原市災害対策本部が設置されたときは、廃止されたものとして、その業務は、伊勢原市災害対策本部に引き継ぐものとする。

(組織及び分担業務)

第3条 地震警戒本部及び地震警戒本部事務局の組織及び分担業務は、別表第1のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、災害対策上特別の必要がある場合は、地震警戒本部の機構及び分担業務を伊勢原市地震災害警戒本部長(以下「本部長」という。)が別に指示することができる。

(副本部長)

第4条 伊勢原市地震災害警戒副本部長(以下「副本部長」という。)は、副市長及び教育長をもって充てる。

(市長の任命する本部員)

第5条 条例第2条第5項第2号の規定により、市長が任命する本部員は、前条に規定するもののほか、各部長、消防長、議会事務局長、土地開発公社理事長及びその他市長が必要と認める者をもって充てる。

2 条例第2条第5項第5号の規定により、市長が任命する本部員は、次に掲げる機関の役員又は職員をもって充てる。

- (1) 小田急電鉄株式会社
- (2) 神奈川中央交通株式会社
- (3) 東日本電信電話株式会社
- (4) 東京電力株式会社
- (5) 伊勢原市医師会
- (6) 一般社団法人秦野伊勢原歯科医師会
- (7) 一般社団法人伊勢原市薬剤師会
- (8) 厚木瓦斯株式会社

(事務局長等)

第6条 地震警戒本部事務局に事務局長、事務局長代理、班長、班長代理及び班員を置く。

2 事務局長は防災主管部長をもって充てる。

3 事務局長代理、班長、班長代理及び班員は、防災主管課の職員をもって充てる。

- 4 事務局長は、地震警戒本部事務局の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 5 事務局長代理は、事務局長を補佐し、事務局長に事故ある場合は、その職務を代理する。
- 6 班長は、上司の命を受けて班の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 7 班長代理は、班長を補佐する。
- 8 班員は、上司の命を受け、所掌業務に従事する。

(部長等)

第7条 部に部長及び部長代理を、班に班長、班長代理及び班員を置く。

- 2 部に部付を必要に応じて置くことができる。
- 3 部長及び班長は、別表第1の部長等及び班長の欄に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 部長代理、班長代理及び班員は、別表第1の部長等に掲げる職にある者が所管する部内の職員をもって充てる。
- 5 地域対策部の部長、部長代理、班長、班長代理及び班員は、前2項の中から本部長が指名する。
- 6 部長は、上司の命を受けて部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 7 部長代理及び部付は、部長を補佐し、部長に事故ある場合は、その職務を代理する。
- 8 班長は、上司の命を受けて班の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 9 班長代理は、班長を補佐する。
- 10 班員は、上司の命を受け、所掌業務に従事する。

(地震警戒本部会議)

第8条 本部長は、地震災害応急対策についての重要な指示又は総合調整を行うため必要があるときは、本部会議を招集する。

- 2 地震警戒本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。
- 3 本部長は、必要があるときは、地震警戒本部会議に防災関係機関の職員の出席を求めることができる。

(本部連絡員)

第9条 地震警戒本部に本部連絡員を若干名置き、部長が所属職員のうちから指定する。

- 2 本部連絡員は、本部室において服務し、所属部と地震警戒本部事務局との連絡に当たるとともに、所属部に関する情報及び資料の整理等地震警戒本部事務局の業務を補助する。

(配備体制)

第10条 東海地震に関連する調査情報(臨時)、東海地震注意情報、東海地震予知情報(以下「東海地震に関連する情報」という。)及び警戒宣言が発令されたときの配備体制は、別表第2のとおりとする。

- 2 部長及び事務局長(以下「部長等」という。)は、前項に規定する配備体制に基づき、所属する職員の配備動員計画をあらかじめ定めておくものとする。
- 3 配備動員計画は、別表第2のとおりとする。
- 4 配備動員計画は、勤務時間外、休日等に発生した災害においても、所属する職員が迅速に対応できるように、職員の居住地等も考慮し定めるものとする。

(職員の配備)

第11条 部長等は、東海地震に関連する情報又は警戒宣言の発令を承知したときは、所属職員を別表第2に定める配備動員計画に基づき必要な配備につかせるものとする。

2 部長等は、前項の規定により職員を動員したときは、職員動員報告書(第1号様式)により地震警戒本部事務局に報告するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、部長等は、災害の状況等により必要と認めるときは、配備人員を増減するものとする。

4 部長等は、災害の状況等により所属職員の配備をもっては十分な事前対策活動を実施できないと認めるときは、本部長に対し応援を求めることができる。

(緊急参集等)

第12条 職員は、勤務時間外、休日等において東海地震に関連する情報又は警戒宣言の発令を承知したときは、配備動員計画に基づき、あらかじめ指定された場所に参集し、又は所属部班に連絡をとり、上司の指示を受けるものとする。

2 職員は、地震予知情報等の収集に努めるものとする。

3 部長等は、職員の参集状況に応じ、順次事前対策班を強化するものとする。この場合、あらかじめ定められた者以外の職員を指名して、配備につけ、事前活動を命ずることができる。なお、職員の参集状況と事前対策の状況を勘案し、順次指令された配備体制に移行するものとする。

4 勤務時間外、休日等における別表第2に定める配備体制下において、この要綱又は配備動員計画により、事前対策活動の指揮をとる者として、あらかじめ定められた職員が参集するまでの間は、緊急参集者のうち上席の者がその職務を代行する。

(受信、連絡方法等)

第13条 事前対策に関する本部長の命令、指示等を部班に連絡するとき、又は部班から本部長に報告するときは、すべて地震事前対策連絡票(第2号様式)に記載して行うものとする。

(雑則)

第14条 地震警戒本部の庶務は、防災主管課が行う。

附 則(平成9年1月21日告示第2号)

(施行期日)

1 この告示は、平成9年3月1日から施行する。

(伊勢原市地震災害警戒本部運営要領の廃止)

2 伊勢原市地震災害警戒本部運営要領(昭和55年伊勢原市告示第13号)は、廃止する。

附 則(平成9年5月28日告示第53号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成11年4月13日告示第39号)

この告示は、公表の日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則(平成12年4月1日告示第69号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成13年4月17日告示第54号）

この告示は、公表の日から施行し、改正後の伊勢原市地震災害警戒本部要綱の規定は、平成13年4月1日から適用する。

附 則（平成14年4月9日告示第64号）

この告示は、公表の日から施行し、改正後の伊勢原市地震災害警戒本部要綱の規定は、平成14年4月1日から適用する。

附 則（平成15年4月28日告示第70号）

この告示は、公表の日から施行し、改正後の伊勢原市地震災害警戒本部要綱の規定は、平成15年4月1日から適用する。

附 則（平成16年5月26日告示第70号）

この告示は、公表の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成17年5月20日告示第64号）

この告示は、公表の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成19年4月1日告示第91号）

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に在職する収入役が在職する間は、第4条及び別表第1中「副市長」とあるのは「副市長、収入役」とする。

附 則（平成20年6月27日告示第106号）

この告示は、公表の日から施行し、改正後の伊勢原市地震災害警戒本部要綱の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成25年7月4日告示第124号）

この告示は、公表の日から施行し、改正後の伊勢原市地震災害警戒本部要綱の規定は、平成25年4月1日から適用する。

別表第1（第3条関係）

伊勢原市地震災害警戒本部の組織及び分担業務

本部長 市長
副本部長 副市長、教育長

(1) 本部事務局

名称	事務局長	班長	分担業務
本部事務局	防災主管部長	防災主管課長	1 地震災害警戒本部の庶務に関する事。 2 県本部及び防災関係機関との連絡調整に関する事。 3 東海地震関連情報等の収集及び伝達に関する事。 4 東海地震関連情報等に関する市民への対応に関する事。 5 避難勧告、指示及び避難誘導（事前避難地区に限る。）に関する事。 6 その他各部との連絡調整に関する事。

(2) 部及び班

部	部長等	班	班長	分担業務
企画部	企画部長	企画班	部内所属長	1 本部長及び副本部長の秘書に関する事。 2 東海地震関連情報等の収集及び伝達に関する事。 3 東海地震関連情報等に関する市民への対応に関する事。 4 報道機関との連絡調整に関する事。 5 部内及び各部との連絡調整に関する事。 6 部内の職員の動員に関する事。 7 その他特命事項に関する事。
総務部	総務部長	総務班	部内所属長	1 市庁舎来庁者の安全確保に関する事。 2 職員の動員に関する事。 3 職員の給食等の手配に関する事。 4 公用車の配車及び燃料確保に関する事。 5 緊急文書の印刷等に関する事。 6 輸送業者（トラック協会等）等関係機関との連絡及び緊急輸送に関する事。 7 部内の連絡調整に関する事。 8 部内の職員の動員に関する事。 9 その他特命事項に関する事。
市民生活部	市民生活部長	市民生活班	部内所属長	1 自治会の対応に関する事。 2 コミュニティ施設利用者の安全確保に関する事。 3 コミュニティ施設の運営管理に関する事（避難所の開設） 4 市民文化会館来館者の安全確保に関する事。 5 車両交通規制に対する関係機関との連絡調整に関する事。 6 部内の連絡調整に関する事。 7 部内の職員の動員に関する事。 8 その他特命事項に関する事。
経済環境部	経済環境部長	経済環境班	部内所属長	1 指定物質の安全確保及び指導に関する事。 2 清掃等に関する応急措置の実施に必要な体制整備に関する事。 3 森林レクリエーション施設及び観光施設利用者の安全確保に関する事。 4 部内発注の工事中止勧告に関する事。 5 食糧等の調達準備等に関する事（応援協定に基づく） 6 生活必需品の調達準備等に関する事（応援協定に基づく） 7 農業関係団体との連絡調整に関する事。 8 商工関係団体との連絡調整に関する事。

				<ul style="list-style-type: none"> 9 部内の連絡調整に関する事。 10 部内の職員の動員に関する事。 11 その他特命事項に関する事。
保健福祉部	保健福祉部長	保健福祉班	部内所属長	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害時要援護者対策に関する事。 2 社会福祉施設等の利用者の安全確保に関する事。 3 福祉施設の運営管理に関する事（避難所の開設）。 4 医師会等との連絡調整に関する事。 5 医薬品及び器材の確保、調達のため関係機関等との連絡調整に関する事。 6 部内の連絡調整に関する事。 7 部内の職員の動員に関する事。 8 その他特命事項に関する事。
子ども部	子ども部長	子ども班	部内所属長	<ul style="list-style-type: none"> 1 児童福祉施設等の利用者等の安全確保に関する事。 2 青少年センター等の利用者の安全確保に関する事。 3 子ども部所管施設の運営管理に関する事（避難所の開設）。 4 部内の連絡調整に関する事。 5 部内の職員の動員に関する事。 6 その他特命事項に関する事。
都市部	都市部長	都市班	部内所属長	<ul style="list-style-type: none"> 1 公園施設利用者の安全確保に関する事。 2 公園施設の運営管理に関する事。 3 部内発注及び開発業者に対する工事中止勧告に関する事。 4 飲料水の供給準備等に関する事。 5 ライフライン及び交通機関（鉄道及びバス）の状況把握に関する事。 6 部内の連絡調整に関する事。 7 部内の職員の動員に関する事。 8 その他特命事項に関する事。
土木部	土木部長	土木班	部内所属長	<ul style="list-style-type: none"> 1 土木機械器具、資材等の確保に関する事。 2 緊急輸送道路補完道路の確保に関する事。 3 部内発注の工事中止勧告に関する事。 4 国県道に対する関係機関との連絡調整に関する事。 5 部内の連絡調整に関する事。 6 部内の職員の動員に関する事。 7 その他特命事項に関する事。
消防部	消防長	消防班	部内所属長	<ul style="list-style-type: none"> 1 東海地震関連連情報等の収集及び伝達に関する事。 2 東海地震関連連情報等に関する市民への対応に関する事。 3 消防応急対策活動全般の総合調整に関する事。 4 消防団及び関係機関との連絡調整に関する事。 5 自主防災組織等の応急対策活動の指導に関する事。 6 事業所、危険物取扱施設等への情報の伝達及び対応策の指導、確認に関する事。 7 消防広報に関する事。 8 消防施設等の点検及び緊急措置に関する事。 9 避難勧告、指示及び避難誘導（事前避難地区に限る。）に関する事。 10 部内の連絡調整に関する事。 11 部内の職員の動員に関する事。 12 その他特命事項に関する事。
教育部	教育部長	教育班	部内所属長	<ul style="list-style-type: none"> 1 児童、生徒等の安全確保に関する事。 2 学校施設の点検巡視及び応急の補強整備に関する事。 3 学校施設の運営管理に関する事（避難所の開設）。 4 教育委員会所管施設の来館者等の安全確保に関する事。 5 教育委員会所管施設の運営管理に関する事（避難所の開設）。 6 部内の連絡調整に関する事。 7 部内の職員の動員に関する事。

				8 その他特命事項に関すること。
協力部	議会事務局長	協力班	部内所属長	1 地域対策部への協力に関すること。 2 市議会との連絡調整に関すること。 3 職員の動員に関すること。 4 その他特命事項に関すること。

部	部長等	班	班長等	分 担 業 務
伊勢原北地域対策部	本部長が指名する者	伊勢原小学校地域対策班	本部長が指名する者	1 広報活動に関すること。 2 事前避難地区における避難誘導に関すること。 3 避難所の開設及び運営に関すること。 4 食糧、物資等の給与に関すること。 5 自主防災組織等との連絡調整に関すること。 6 防災資機材等の整備点検に関すること。 7 地域対策班に必要な特命事項に関すること。
伊勢原南地域対策部		桜台小学校地域対策班		
大山地域対策部		大山小学校地域対策班		
高部屋地域対策部		高部屋小学校地域対策班		
比々多地域対策部		比々多小学校地域対策班		
成瀬西地域対策部		成瀬中学校地域対策班		
成瀬東地域対策部		石田小学校地域対策班		
大田地域対策部		大田小学校地域対策班		

別表第2（第10条・第11条関係）

配備体制

情報の種類	配備体制	配備動員計画
東海地震に関連する調査情報（臨時）	通常の業務を維持しつつ、事態の推移に伴い、人員を増員し、必要な対策が行える体制（事前警戒体制）	1号配備（各部長、企画班、消防班のほか必要と認められる職員）
東海地震注意情報	情報の受伝達及び警戒宣言の発令に備えて、必要な対策が円滑に行える体制（警戒準備体制）	2号配備（各部長、部内所属長、地域対策部長のほか必要と認められる職員）
東海地震予知情報（警戒宣言）	事前の応急対策及び地震が発生したとき、災害対策が円滑に行える体制（非常体制）	3号配備（全職員）

第1号様式(第11条関係)

職員動員報告書

年 月 日		
伊勢原市地震災害警戒本部事務局長 殿		
部 名		
部長名		
班 名		
班の現況	配備動員計画	号 配 備
	班内職員数	人
	現在の動員数	人
	未配備人員	人
動 員 者 氏 名		
従事している 主な業務内容		

第2号様式(第13条関係)

地震事前対策連絡票

No. _____

年		月		日		時		分		発信・受信	
発信機関						受信機関					
発信者(通報者)						受信者					
記事											
措置											